

保 存 期 間 長 期

刑 総 発 第 6 0 号

平 成 1 7 年 2 月 2 3 日

本部内各部課（所、隊）長
警 察 学 校 長 殿
各 警 察 署 長

刑 事 部 長

「スキミング犯罪」等による損失の雑損控除申告のための警察における証明事務の取扱いについて

所得税法（昭和40年法律第33号）第72条の規定により、「災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合」には、当該損失が所得控除の適用対象になることとされているが、先般、「スキミング犯罪」等の多発により、国税庁から各国税局に対し、「スキミング犯罪」等による損失の雑損控除の取扱いについて通知が発せられたところである。

「盗難若しくは横領」に係る雑損控除の申請については、従来より警察が届出を受理した旨の証明が必要とされているところであるが、偽造キャッシュカード等を利用した払出盗については、現金を窃取されたATMを管理する銀行等（以下「出金銀行」という。）が、窃取された口座に係る名義人等（以下「口座名義人等」という。）の雑損控除の申告のために、当該証明を申請することとなるので、証明事務の取扱いが迅速かつ適切に行われるようにされたい。

記

1 スキミング犯罪及び振り込め詐欺による損失の雑損控除の取扱いについて

(1) 「スキミング犯罪」

「スキミング犯罪」（「他人のキャッシュカードやクレジットカードの磁気記録情報を不正に読み出してコピーを作成し使用する犯罪行為」とされている）により預貯金を引き出された場合は、その損失は雑損控除の対象となる。

なお、キャッシュカードが盗難に遭い、そのカードにより預貯金を引き出された場合に、その損失が雑損控除の対象であることは従前どおりである。

(2) 「振り込め詐欺」

雑損控除の対象となる損失は、「災害又は盗難若しくは横領による損失」に限定されており、「振り込め詐欺」（「加害者が被害者に対して、何らかの名目を偽り、指定口座に金を振り込ませる詐欺の総称」とされている。）による損失は雑損控除の対象とはならない。

2 取扱い上の留意事項

雑損控除は、納税者である口座名義人等が申告するものであるが、偽造キャッシュカード等を利用した払出盗については、出金銀行が被害者であることから、当該出金銀行から提出された被害届に係る証明については当該出金銀行に対して行うこと。

なお、出金銀行に対して発付された証明については、当該出金銀行から口座名義人が契約している銀行を通じて、口座名義人に交付されることとなる旨、警察庁が全国銀行協会と確認済みである。

保存期間：1年未満
(平成17年12月末)
平成17年2月8日

各国税局(所)個人課税課
運営担当課長補佐
殿
審査指導担当課長補佐

国税庁 個人課税課
課長補佐
河合

スキミング犯罪及び振り込め詐欺による損失の雑損控除の取扱いについて(連絡)

昨年来、スキミング犯罪及びおれおれ詐欺に代表される振り込め詐欺による被害が多発していますが、これらの被害に係る雑損控除の取扱いは下記のとおりとなりますので、各署へ周知願います。

また、この文書の写しを税務相談室及び審理課(官)に交付願います。

記

1 スキミング犯罪

スキミング犯罪により預金を引き出された場合、キャッシュカードが盗難に遭い、そのカードにより預貯金を引き出された場合と同様、(金融機関を介した)盗難により生じた損失であり、当該損失の発生につき納税者自身の責任に帰すべき事由がないことから、雑損控除の対象になる。

ただし、スキミング犯罪については、現状では、被害のあった納税者に対し警察当局からスキミング犯罪に関する被害証明書等の交付は行われていないことから、その確認は困難であり、現在、国税庁において、被害事実の確認のための書類の発行について、警察庁など関係方面と協議しているところである。

そこで、当面の間、スキミング犯罪により預金を引き出された納税者から、その被害に係る雑損控除を適用した申告書の提出があった場合は、申告書は收受し還付金の処理を保留する。

なお、この控除の適用について、相談等を受けた場合には次のとおり説明する。

雑損控除の適用に当たっては、被害にあった事実を確認することが必要です。被害事実の確認のための書類がない場合は、預金通帳等により被害額を確認した上で申告書を提出していただきますが、後日、被害事実の確認のための書類の提出をお願いすることもありますので、ご承知置さください。

(参考)「スキミング(skimming)犯罪」とは、他人のキャッシュカードやクレジットカードの磁気記録情報を不正に読み出してコピーを作成し使用する犯罪行為であるとされている。

2 振り込め詐欺

雑損控除の対象となる損失は、災害、盗難及び横領によって生じた損失に限定されていることから、詐欺によって生じた損失は、雑損控除の対象とはならない(所法72、所令9)。

したがって、「振り込め詐欺」により金銭を詐取された場合においても、その損失は雑損控除の対象とはならない。

(参考)「振り込め詐欺」とは、加害者が被害者に対して、何らかの名目を偽り、指定口座に金を振り込ませる詐欺の総称。おれおれ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺などを指すとされている。